



監査 大崎町監査委員からのお知らせ

問 大崎町監査委員室
☎476-1111(333)

◆平成 25 年度補助団体監査結果公表について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき補助団体監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果を公表する。

1 監査の概要

(1) 監査の対象

名 称

- ①おおさきグリーンツーリズム推進協議会
- ②大崎町農業再生協議会
- ③大崎町野菜・花き振興協議会
- ④大崎町担い手育成総合支援協議会
- ⑤大崎町畜産振興協議会

範 囲

平成24年4月1日から平成25年3月31日までの事業のうち、事業運営補助金等に係る出納その他の事務の執行について

補助金等の名称及び補助金等の額

- | | |
|-----------------------|---------|
| ①移住・交流による地域活性化支援事業補助金 | 2,050千円 |
| ②大崎町農業再生協議会補助金 | 5,834千円 |
| ③大崎町野菜・花き振興協議会負担金 | 1,350千円 |
| ④大崎町担い手育成総合支援協議会負担金 | 5,550千円 |
| ⑤大崎町畜産振興協議会負担金 | 7,500千円 |



(2) 監査実施年月日

平成25年6月19日

(3) 監査の方法

監査の実施に当たっては、補助金等交付申請書、決算書、事業報告書及び預金通帳等の関係書類の提示を求め、関係職員から説明を聴取し、当該補助金等が交付目的に従って正しく使用されているかなど、財政的援助に係る出納その他の事務が適正に行われているかどうかの主眼をおいて監査を実施した。

2 監査の結果

- ①平成24年度の補助金等の執行状況について監査の結果、補助金等の交付に伴う諸手続きは、町補助金交付規則等に基づいて適正に処理されており、町からの補助金等は確実に収納されていた。
また、補助金等の用途についても、目的に沿って執行されていることを確認した。
- ②会計経理に関する事務処理並びに帳簿及び証拠書類の整理は、適正に処理されていることが認められた。

平成25年6月27日

大崎町監査委員 四 本 庸 一
阿 野 二 郎